

演劇子役の就労可能時間の延長について

1 制度の概要

演劇の事業に使用される義務教育終了前の児童については、原則として午後8時から午前5時までの間は使用してはならない。ただし、厚生労働大臣が必要と認める場合には、当該時間について、地域又は期間を限って、午後9時から午前6時までとすることができます（別紙1及び別紙2参照）。

2 経緯

「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」（平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部 別紙3）及び「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定 別紙4）において、平成16年度中に「義務教育を修了するまでの演劇子役の就労可能時間を、現行の午後8時までから午後9時までに延長することを検討し、措置する。」とされたところである。

3 対応

上記閣議決定等を踏まえ、当分の間、演劇子役の就労可能時間を午後9時までとすることとし、これを告示することとする。

4 施行日

平成17年1月1日（予定）

労働基準法に基づく年少者の深夜業の可否について

◎:就業可、○:厚生労働大臣が地域又は期間を限つて必要であると認める場合に就業可、×:就業不可

	午前5時～午後8時 (※1)	午後8時～午後9時	午後9時～午後10時	午後10時～午後11時 (※1)	午後11時～午前5時 (※1)
満18歳以上	◎	◎	◎	◎	◎
義務教育終了後～ 満18歳未満	◎	◎	◎	○	×
満13歳～義務教育期 間 (※2)	◎	○	×	×	×
満13歳未満 (※3)	◎	○	×	×	×

※1 厚生労働大臣が必要であると認め、夜間の就労可能時間を延長する場合には、午前6時となる。

※2 製造、建設等以外の事業の場合であって、有害でなく、かつ、軽易なものについて、労働基準監督署の許可を得たときに限る。

※3 映画の製作又は演劇の事業の場合であって、労働基準監督署の許可を得たときに限る。

■ が、現行の演劇子役の就労可能時間であり、■ が告示の制定により延長される就労可能時間である。

○ 労働基準法(昭和22年法律第49号)(抄)

(最低年齢)

第五十六条 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

② 前項の規定にかかわらず、別表第一第一号から第五号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満十三歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満十三歳に満たない児童についても、同様とする。

別表第一 (第三十三条、第四十条、第四十一条、第五十六条、第六十一条関係)

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
(第六号以下 略)

(労働時間及び休日)

第六十条 第三十二条の二から第三十二条の五まで、第三十六条及び第四十条の規定は、満十八歳に満たない者については、これを適用しない。

② 第五十六条第二項の規定によつて使用する児童についての第三十二条の規定の適用については、同条第一項中「一週間について四十時間」とあるのは「、修学時間を通算して一週間について四十時間」と、同条第二項中「一日について八時間」とあるのは「、修学時間を通算して一日について七時間」とする。

(第3項 略)

(深夜業)

第六十一条 使用者は、満十八歳に満たない者を午後十時から午前五時までの間ににおいて使用してはならない。ただし、交替制によつて使用する満十六歳以上の男性については、この限りでない。

② 厚生労働大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

(第3項及び第4項 略)

⑤ 第一項及び第二項の時刻は、第五十六条第二項の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。